



## 地方公共団体が実施する 共生施策に対する協力について

今後、特定技能外国人のより一層の増加が見込まれることから、特定技能所属機関が地域における外国人との共生社会の実現のため寄与する責務があること、特定技能外国人への支援は地域の外国人との共生に係る取り決めを踏まえて行うことが基本方針に明記され、それを受けて、省令等について改正がありました。

今後、特定技能所属機関は、地方公共団体が実施する共生施策（各種行政サービス、交通・ゴミ出しのルール、医療・公衆衛生や防災訓練・災害対応、地域イベント、日本語教室等、特定技能外国人支援に資するもの）に対する協力を要請された場合に、必要な協力をしなければなりません。また、支援計画の作成・実施においても地方公共団体が実施する共生施策を踏まえて行う必要があります。具体的には、施行期日（令和7年4月1日）以降、初めて特定技能外国人を受入れる場合には、雇用契約を締結後、申請を行う前までに、また、既に特定技能外国人を受入れている場合には、施行期日以降、初めて更新や変更申請を行う前に、特定技能外国人が活動する事業所の所在地、及び住所地が属する市区町村、それぞれに「協力確認書」を提出しなければなりません。

また、支援計画書の様式が変更され、新しく「V共生施策関係」という項目が追加になり、地方公共団体が実施する共生施策をホームページ等で確認をしたかどうかを記入することとなりましたので、注意してください。

なお、協力要請の内容については、共生施策に関わるものに限った、アンケート調査等への協力や、特定技能外国人への各種情報の周知等が想定されているようです。

もし、地方公共団体が実施する共生施策への協力要請に応じない場合は、地方出入国在留管理局より特定技能所属機関等に対する指導・助言・協力要請を行うこともあるようです。

新しく始まる取組ですので、今後、どのように運用されていくのか、注視していく必要があると考えます。

アイム行政書士法人 <https://aim-office.or.jp/>

代表 宮本 政幸（ORA 外国人雇用推進部門会メンバー）

### 【営業内容】

行政書士法人

外国人に関する業務

- 永住・帰化
- 投資ビザ(外国人の方が日本で会社を設立し経営)
- 就労ビザ等の外国人在留手続きなど 他

